

に定める風致地区内における行為の許可等に関する事務										
6 びわこ大津草津景観推進協議会に関する事務	びわこ大津草津景観推進協議会に関する事務									
(1) 特	重要なもの	○								
(2) 重	要なもの		○							
(3) 軽	易なもの			○						
7 びわこ東海道景観協議会に関する事務	びわこ東海道景観協議会に関する事務									
(1) 重	要なもの		○							
(2) 軽	易なもの			○						

別表(2)個別決裁事項都市計画部の表都市地域戦略課の項を削る。

(草津市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正)

第2条 草津市新型インフルエンザ等対策本部規程(平成27年草津市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表健康福祉部の項中

「健康増進課 「人とくらしのサポートセンター 地域保健課」を 健康増進課」に改める。

(草津市新型コロナウイルス感染症対策本部規程の一部改正)

第3条 草津市新型コロナウイルス感染症対策本部規程(令和2年草津市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表健康福祉部の項中

「健康増進課 「人とくらしのサポートセンター 地域保健課」を 健康増進課」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済み)

告 示

草津市告示第49号

草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月16日

草津市長 橋 川 渉

草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱(平成9年草津市告示第85号)の一部を次のように改正する。

第3条中「2回」を「2回まで」に改める。

別記様式中

「

希望理髪店名		
要介護状態区分	要介護	3・4・5
(該当区分を○で囲んでください)		

」を

「

要介護状態区分	要介護	3・4・5
(該当区分を○で囲んでください)		

」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和5年3月16日揭示済み)

草津市告示第50号

令和2年草津市告示第267号により告示した事項に変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項後段の規定により告示する。

令和5年3月16日

草津市長 橋川 渉

1 名称

木川町町内会

2 変更があった事項

代表者の氏名および住所

久保 勇

草津市木川町507番地

3 変更日

令和4年4月1日

(令和5年3月16日揭示済み)

草津市告示第51号

草津市シティセールス推進懇話会開催要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月20日

草津市長 橋川 渉

草津市シティセールス推進懇話会開催要綱を廃止する要綱

草津市シティセールス推進懇話会開催要綱（平成25年草津市告示第120号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

(令和5年3月20日揭示済み)

草津市告示第52号

草津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月20日

草津市長 橋川 渉

草津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱（平成27年草津市告示第204号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「必要な」に改め、同条第1号から第12号までを削る。

別記様式第5号中

「(1)実施要綱様式第1－8号の多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

(2)実施要綱様式第1－6号の多面的機能支払交付金 活動記録

(3)実施要綱様式第1－7号の多面的機能支払交付金 金銭出納簿

(4)用水路（開水路）の機能診断結果表

(5)水守当番実績書

(6)環境こだわり水管理実績書

資源向上（共同）環境保全型取組組織のみ

(7)透視度調査結果表

(8)透視度調査位置図

(9)日当整理表

(10)財産管理台帳（該当がある場合）

(11)収支精算書（別記様式第2号）

(12)通帳および領収書の写し

「(1) 収支精算書（様式第2号）

」を

- (2) 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書（実施要綱様式第1-8号）
- (3) 多面的機能支払交付金 活動記録（実施要綱様式第1-6号）
- (4) 多面的機能支払交付金 金銭出納簿（実施要綱様式第1-7号）
- (5) 通帳および領収書の写し
- (6) 総会資料、会計監査資料
- (7) その他必要な書類

」に

改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年3月17日から施行する（様式に関する経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

（令和5年3月20日揭示済み）

草津市告示第55号

草津市史跡草津宿本陣入館料減免実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月23日

草津市長 橋 川 渉

草津市史跡草津宿本陣入館料減免実施要綱の一部を改正する要綱

草津市史跡草津宿本陣入館料減免実施要綱（平成26年草津市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (6) 草津宿場まつり実行委員会が、その行事に参加する者を入館させる場合 全額

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月23日揭示済み）

草津市告示第56号

草津市地域再生推進員設置要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域再生推進員設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、人口減少や少子高齢化、生活利便施設や公共交通の不足が先行している市街化調整区域における地域再生を推進することを目的に、地域再生推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（身分）

第2条 推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

（委嘱）

第3条 推進員は、地域再生を推進するための広い識見を持ち、地域における組織開発や人材育成を通じたまちづくりに精通した者のうちから市長が適当と認めた者に委嘱する。

（職務）

第4条 推進員は、草津市版地域再生計画の対象学区における地域再生の推進およびそれに関連する業務に関する職務を行う。

（服務）

第5条 推進員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 与えられた職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (2) 市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (4) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (5) 草津市職員倫理規程（平成13年草津市訓令第3号）の規定に準じて倫理を保持すること。

（任期）

第6条 推進員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（報酬および費用弁償）

第7条 推進員には、報酬を支給するものとし、報酬の額は、草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬

および費用弁償に関する条例（昭和31年草津市条例第20号。以下この条において「報酬条例」という。）別表の規定により、予算の範囲内で市長が定める。

2 推進員が公務のために旅行するときは、報酬条例第2条の規定により、行政委員会の長等に準ずる者の費用弁償として旅費を支給する。

（解任）

第8条 推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、当初に定めた任用期間にかかわらず、任命権者はこれを解任することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職の改廃または予算の減少により廃職等を生じた場合
- (5) 刑事事件に関し起訴された場合
- (6) 第5条に定める服務に違反したと認められる場合

（災害補償）

第9条 推進員の公務上の災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年草津市条例第32号）の規定により補償するものとする。

（細則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月24日掲示済み）

草津市告示第57号

草津市養育支援ヘルパー派遣事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市養育支援ヘルパー派遣事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、小学校就学の始期に達するまでの児童を養育する家庭で、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる家庭または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる家庭（以下「要支援児童等家庭」という。）に対してヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行い、保護者の身体的、精神的負担の軽減を図り、保護者の養育能力の向上、児童の健全な育成、虐待の未然防止につなげるため、要支援児童等家庭へのヘルパー派遣の実施について、必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は草津市とする。ただし、事業の一部を社会福祉法人その他事業目的の達成に資すると認める者（以下「委託事業者」という。）に委託して行うことができる。

（事業の内容）

第3条 事業の内容は、要支援児童等家庭への育児および家事に関する援助（以下「サービス」という。）で、別表に掲げるものとする。

（事業の実施等）

第4条 市長は、要支援児童等家庭でヘルパー派遣が必要と認められた家庭における養育者（以下「派遣対象者」という。）に対して派遣を決定する。

2 前項の決定にあたっては、関係機関が協議するものとする。

3 第1項により派遣を決定したときは、派遣対象者から養育支援ヘルパー派遣同意・誓約書（別記様式第1号。以下「同意・誓約書」という。）の提出を求めるものとする。

4 前項の同意・誓約書が提出されたときは、派遣対象者に養育支援ヘルパー派遣（決定・変更・取消）通知書（別記様式第2号。以下「派遣決定通知書」という。）により派遣の決定を通知するものとする。

5 前項の派遣の決定について、内容を変更し、または決定を取り消す場合は、事前に電話等により連絡を行い、派遣決定通知書により通知するものとする。

（サービスの制限等）

第5条 サービスを行う時間数は、1回のサービスに

つき2時間以内とし、第4条第1項に基づく1度の決定につき最大10回までとする。

- 2 サービスの回数は1日2回までとする。
- 3 前項に定めるもののほか、1日の合計サービス時間が2時間を超える場合には、そのつと協議し、第4条第1項に基づく決定につき合計サービス時間20時間の範囲内で1回の派遣時間を変更することができる。
- 4 サービスの利用時間帯は、午前7時から午後7時までとする。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。

(委託料)

第6条 市長は、委託によるヘルパーを派遣したときは、1時間当たり3,300円を当該委託事業者に支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

サービス区分	内容
1 家事に関するもの	ア 食事の準備、片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 家事に関する簡易な相談助言 カ その他必要と認める家事援助(庭木の手入れ、草むしりおよび屋外の清掃・整頓等を除く。)
2 育児に関するもの	ア 授乳、離乳食の準備および介助 イ おむつ交換 ウ もく浴介助 エ 育児に関する簡易な相談助言 オ その他必要と認める育児援助 ①対象児の兄弟姉妹(就学前)の育児 ②対象児の通院等の介助 ③母通院等における対象児の預かり

別記
様式第1号(第4条第3項関係)

**養育支援ヘルパー派遣
同意・誓約書**

私は、家事、育児の援助や簡易な相談、助言を行う養育支援ヘルパーの派遣について同意します。
派遣を受けるにあたっては、派遣の実施に必要な私の個人情報を草津市が派遣事業者および養育支援ヘルパーに対して、または派遣事業者および養育支援ヘルパーが草津市に対して提供することに同意します。
なお、養育支援ヘルパーの派遣の利用に際しては、下記事項に同意し、遵守します。

記

- 1. サービスの日時の調整
サービス実施日時について、派遣事業者と調整します。
- 2. 利用規約の遵守
利用規約が守られない場合は、養育支援ヘルパーの派遣が取り消されることに同意します。

特記事項

年 月 日

草津市長 宛

住所 草津市

氏名(主な養育者名)

(子どもの名前)

電話番号

FAX番号

草津市養育支援ヘルパー派遣事業利用規約

- 1. 目的
この規約は、草津市養育支援ヘルパー派遣事業実施要綱に定めるヘルパー派遣の実施について、利用者が遵守すべき必要事項を定める。
- 2. 派遣の内容
ヘルパー派遣事業者(以下「派遣事業者」という。)に依頼する内容は、育児および家事に関する援助(以下「サービス」という。)で、市が決定した内容のみとする。
- 3. サービス利用に関するもの
 - (1) サービスを行う時間数は、市が決定した範囲内とする。
 - (2) 利用者は、事前に派遣事業者と日程および時間の調整を行うものとする。
 - (3) サービスの利用日は、原則平日とし、12月29日から翌年の1月3日までの間はサービスの利用はできない。
 - (4) サービスの利用時間帯は、原則午前7時から午後7時までの間とする。
 - (5) 利用者は居宅においてサービスを利用する間のヘルパーの駐車場を確保すること。
 - (6) 移動を伴うサービスについて、原則、徒歩または公共交通機関を利用するものとし、その際のヘルパーにかかる交通費については利用者が負担するものとする。
 - (7) 生活必需品の買い物等利用者の自宅外でサービスを受ける場合は、原則、利用者は派遣事業者と同行するとともに、利用者が現金を管理するものとする。
- 4. 利用の中止、変更等
 - (1) 利用者の都合により、サービスをキャンセルする場合は事前に、派遣事業者へ連絡をするものとする。
 - (2) 利用者および子どもの体調不良等やむをえない事由がある場合を除き、当日キャンセルが発生した場合は以降のサービスを中止する場合がある。
 - (3) 利用者は、支援の内容やヘルパーに関して変更を求める場合は、市に申し出ることができる。
 - (4) 利用者の故意または重大な過失により、派遣事業者もしくはヘルパーの生命・身体・金品・信用を傷つけることなどにより、サービスが継続しがたい事情が発生した場合はサービスを中止する場合がある。

※ 「平日」とは、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第78号)に規定する休日以外の日をいう。

様式第2号（第4条第4項関係）

発 第 号
年 月 日

〒

様

草津市長

養育支援ヘルパー派遣（ 決定 ・ 変更 ・ 取消 ）通知書

養育支援ヘルパーの派遣について、次のとおり通知します。

1 派遣事業者

所在地	〒		
名 称	(フリガナ)		
連絡先	電話	FAX	担当

2 派遣サービスの制限

区分	家事に関するもの	育児に関するもの
サービスの内容 (変更後を含む)	ア 食事の準備、片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 家事に関する簡易な相談助言 カ その他必要と認める家事援助 (庭木の手入れ、草むしりおよび屋外の清掃・整頓等を除く。)	ア 授乳、離乳食の準備および介助 イ おむつ交換 ウ もく浴介助 エ 育児に関する簡易な相談助言 オ その他必要と認める育児援助 ①対象児の兄弟姉妹(就学前)の育児 ②対象児の通院等の介助 ③母通院等における対象児の預かり
	その他	
決定の有効期間 (変更後を含む)	年 月 日から計 回利用した日まで	
利用の制限 (変更後を含む)	1回 時間以内、上限 回とする。	
	午前7時から午後7時までの間で、1日2回を上限とする。 (その他)	
取消の場合の理由		

<注意事項> サービスの実施日時について、派遣事業者と調整してください。

草津市 担当: 電話 - FAX -

(令和5年3月24日揭示済み)

草津市告示第59号

草津市救急病院運営補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月27日

草津市長 橋 川 涉

草津市救急病院運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、救急医療の確保および地域医療の充実を図るため、救急医療を実施する病院（以下「救急病院」という。）に対し、予算の範囲内において草津市救急病院運営補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号（以下「規則」という。））に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる市内の救急病院とする。

- (1) 公的病院等 特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号。以下「特別交付税省令」という。）第2条第1項第1号の表第45号に規定する公的病院であって、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき救急病院として滋賀県知事が告示した医療機関の設置者とする。
- (2) 私的病院 特別交付税省令第4条第1項第1号の表第37号に規定する医療機関であって、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関以外の医療機関の設置者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、救急医療に係る事業とする。

(補助金交付額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる救急病院の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 公的病院等 特別交付税省令第2条第1項第1号の表第45号第3号を準用する特別交付税省令第3条第1項第3号イの表第43号の規定により算定した額と当該年度の補助対象経費の支出額から救急医療で得た医業収益その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額
- (2) 私的病院 特別交付税省令第5条第1項第3号イの表第31号の規定により算定した額（ただし、上限額を2,000万円）

2 公的病院等に対しては、前項の規定にかかわらず、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第15条第2項の規定により交付が決定された特別交付税の額（不採算地区公的病院等の助成に要する経費に係る部分に限る（以下「特別交付税決定額」という。））に2分の5を乗じた額が前項の規定により算出した補助金の額に満たない場合にあっては、補助金の額は、特別交付税決定額に2分の5を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする救急病院の設置者は、市長が別に定める日までに、規則第3条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書および収支計画書（当該年度のもの

に限る。)

- (2) 専用病床配置図面および病床数が分かるもの
- (3) 当該年度および前年度の月別受入搬送数が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の実績報告)

第6条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業を廃止したときを含む。)は、規則第13条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書および収支報告書(当該年度のものに限る。)
- (2) その他市長が必要と認める書類
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月27日から施行し、令和4年度に実施される補助事業について適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助事業については、同日後においても、なお効力を有する。

(令和5年3月27日揭示済み)

草津市告示第60号

草津市子ども見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月28日

草津市長 橋川 渉

草津市子ども見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱の一部を改正する要綱
草津市子ども見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱(令和4年草津市告示第339号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項を削り、同条第2項中「前項ただし書の規定により、」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を削る。

別記様式第2号中「様式第2号(第11条第2項関係)」を「様式第2号(第11条関係)」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市子ども見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和5年3月28日揭示済み)

草津市告示第61号

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月28日

草津市長 橋川 渉

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱
草津市予防接種実施要綱(平成25年草津市告示第253号)の一部を次のように改正する。

別表ジフテリア百日せき急性灰白髄炎破傷風の部、ジフテリア百日せき破傷風の部および急性灰白髄炎の部中「生後3月」を「生後2月」に改める。同表ヒトパピローマウイルス感染症(組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子)の部の次に次のように加える。

ヒトパピローマウイルス感染症(組換え沈降9価ヒトパピ	12歳に至る日の属する年度の初日から15歳となる日の1日前	対象期間にある女子	2回(ただし、1回目の接種後5月以内に接種した場合は、3	1回目の接種後5月以上、5月以内に接種した場合は、2回目の接種後3
----------------------------	-------------------------------	-----------	------------------------------	-----------------------------------

ローマウイルス様粒子)	までの間		回)	月以上)	<p>草津市告示第63号</p> <p>草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。</p> <p>令和5年3月28日</p> <p style="text-align: right;">草津市長 橋川 渉</p> <p>草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱</p> <p>草津市英語検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第181号）の一部を次のように改正する。</p> <p>付則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月31日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月28日揭示済み）</p>
	15歳になった日から16歳となる日の属する年度の末日までの間	対象期間にある女子	3回（ただし、15歳となる日の1日前までの間に1回目の接種を行えば、2回）	2回目の接種については1回目の接種後1月以上、3回目については2回目の接種後3月以上（ただし、15歳となる日の1日前までの間に1回目の接種を行えば、1回目の接種後5月以上）	
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子でヒトパピローウイルス感染症（組換え沈降9価ヒトパピローウイルス様粒子）の予防接種が終了していない者	3回から既に接種した予防接種の回数を減じた回数	2回目の接種については1回目の接種後1月以上、3回目については2回目の接種後3月以上	<p>草津市告示第65号</p> <p>草津市商工会議所活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。</p> <p>令和5年3月28日</p> <p style="text-align: right;">草津市長 橋川 渉</p> <p>草津市商工会議所活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱</p> <p>草津市商工会議所活動事業補助金交付要綱（平成31年草津市告示第122号）の一部を次のように改める。</p> <p>別表創立50周年記念事業の項を削る。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月28日揭示済み）</p>	
<p>付 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">（令和5年3月28日揭示済み）</p>					
<p>草津市告示第66号</p> <p>令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金交付要綱の一部を改正する</p>					